

岐阜県公報

目次

告示

農林事務所長印に関する告示の一部改正

保安林に指定する予定である旨の通知

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

公示

土地改良区役員の就任

(農政課)二二九

(森林保全課)二二九

(出納管理課)二二〇

(下呂農林事務所)二二〇

第四百九十六号
令和六年五月二十八日

(火曜日)

告示

岐阜県告示第二百四十六号

農林事務所長印に関する告示(平成十八年岐阜県告示第二百五十二号)の一部を次のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年五月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 9を次のように改める。

9 下呂農林事務所



書体 てん書
大きさ 二十三ミリメートル平方

岐阜県告示第二百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年五月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

令和六年五月二十八日

下呂市金山町祖師野字浅谷二二〇六の一六から二二〇六の一八まで

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四十八号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「一般社団法人岐阜自家用自動車組合」を「一般社団法人岐阜自家用自動車組合
一般社団法人西濃自家用自動車組合」に改める。

公 示

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和六年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
萩原町土地区改良区	令和六年五月二十八日	監事	奥田好治	下呂市萩原町西上田 五四一番地二

令和六年五月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社